

○文部科学省告示第二百二号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十一条第一項の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十七年文部科学省告示第百八十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年十月十六日

文部科学大臣 柴山 昌彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口 生涯学習・社会教育分野 <u>総合教育政策局男女共同参画共生社会学習</u> <u>・安全課</u></p>	<p>第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口 生涯学習・社会教育分野 <u>生涯学習政策局生涯学習推進課及〇〇同局</u> <u>社会教育課</u></p>